

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

落札者決定基準に関する質問・回答

No.	頁	章又は表名	節又は大項目	項目又は中項目	その他又は小項目	項目名	内容	回答
1	2	第3	2	3)		入札価格の確認	「入札価格が予定価格を超える場合は失格とする」とありますが、予定価格を越えた場合は失格となり、いわゆる不落随契の協議はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第3	2	4)	(2)イ	景観への配慮	「木更津らしさ」とは、具体的に何を意味するのでしょうか、景観などについての市から公開されている資料に「木更津らしさ」の具体的な事例があればご教示ください。	具体例については示しませんが、「木更津市基本構想」などを参照し、木更津市の地勢について十分に理解した上で提案を行ってください。
3	7	第3	7	4)	(2)オ	その他選定事業者による提案	その他選定事業者による提案事業の配点が1点ありますので、何も提案しなければ0点になる、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	8	第3	7	(4)		得点化方法	現在価値換算価格の計算方法が記載されていますが、よりイメージし易いように、計算例を示していただけませんか。	現在価値換算価格の計算方法については、様式集に規定していますので、これに基づき計算を行ってください。
5	8	第4	8			落札者の決定	優秀提案者以外の提案者が落札者になることもあると考えてよろしいでしょうか。	原則として優秀提案者以外の提案者が落札者となることは想定しておりません。
6	8	第4	8			落札者以外の総合評価点の公開	入札説明書p20において、落札者が基本協定もしくは事業契約を締結しない場合は、総合評価点の高い順に契約交渉を行い、随意契約する場合がありますとされています。落札者の決定結果とともに、各入札者の総合評価点は公開されるものと考えてよろしいでしょうか。	審査講評とあわせて公表する予定にしております。